

認可外保育施設の無償化に伴う手続きのご案内 ～施設等利用給付の認定申請について～

対象者・対象施設

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定区分については下記の通りです。

認定区分	認定基準
2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
3号認定子ども	0歳から「満3歳に達する日以後最初の3月31日まで」の間にある小学校就学前子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がであるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

- 3歳児から5歳児までの子どもは月額37,000円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。

※3歳児・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
※保育所・認定こども園などの認可施設や、企業主導型保育事業を利用していない方のみ無償化の対象となります。

対象となる施設

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
※上記施設を複数利用した場合も、上限月額の範囲で無償化の対象となります。

認定、申請方法

○下記の書類を白山市役所こども子育て課まで提出をお願いいたします。（郵送可）

①令和元年度 子育てのための施設等利用給付認定申請書（兼現況届）

市のホームページからダウンロードしてください

②保育を必要を証明する書類

下記の通り、父母について提出をお願いいたします。

※育休中の場合と、父または母のうちどちらかが下記の事由に該当しない場合及び子どもが満3歳児の世帯で、住民税非課税世帯でない場合は、認定の対象外となりますので、申請書の提出は不要です。

保育を必要とする事由	必要となる書類
就労または就労予定	勤務証明書 （ホームページからダウンロードまたはこども子育て課でお渡しします） ・月48時間以上の就労が認定基準となります。 ・自営業の方は、自営の証明となるもの（確定申告等）を合わせて提出してください。
求職中	ハローワークカードの写しまたは求職中の申立書（別紙様式あり） ・勤務開始後、速やかに勤務証明書を提出してください。 ・認定後3か月以内に勤務証明書が提出されない場合、2号認定または3号認定は取り消しとなります。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙および分娩予定日が記入されたページ） ・産後予定日から起算して8週後の日を含む月の末日までが認定期間です。
疾病・障害	疾病・障害の方について、次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し
看護・介護	看護・介護を要する方について、次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し・介護保険証の写し
就学	在学証明書およびカリキュラムの分かるもの 職業訓練の場合は「訓練内容を確認できる書類」
その他	保育を行うことが困難と認められる内容

③非課税証明書【3号認定申請者かつ平成31年1月1日時点で白山市外に住所があった方】

3号認定は住民税が非課税であることも要件となりますので、平成31年1月1日に白山市外に住民登録のあった方は、住民税が非課税であることを証明する書類（平成31年非課税証明書等）を添付してください。

④マイナンバー確認書類（下記ⅠとⅡの書類が必要です）

Ⅰ 世帯全員の個人番号カード、世帯全員の通知カード、世帯全員の個人番号記載の住民票
いずれか一点をご提示ください（写しでも可）

Ⅱ 本人確認書類の写し

・個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等（いずれか一点をご提示ください。）

【郵送で提出の場合】

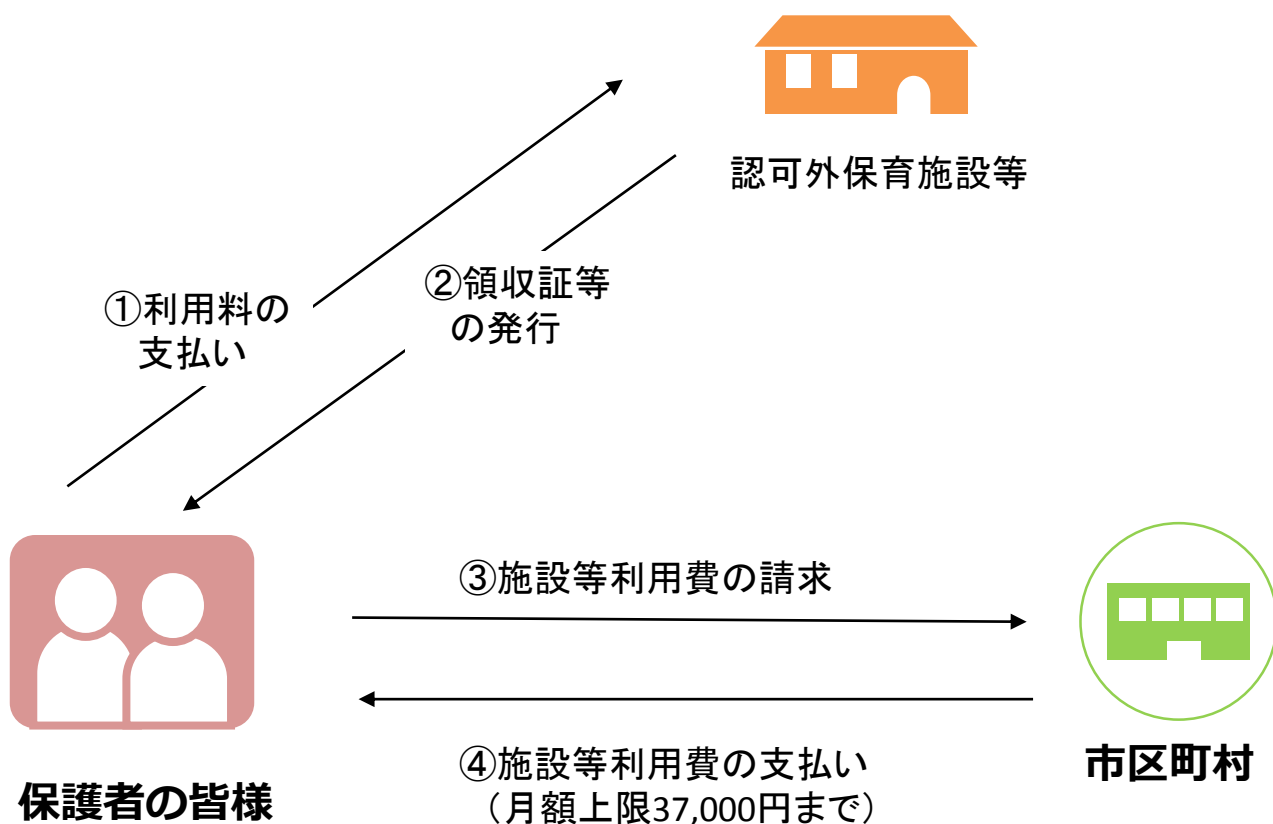
- ・Ⅰの番号確認の書類は、原本の写しを同封してください。（個人番号記載の住民票は原本可）
- ・Ⅱの申請者（保護者）の本人確認のできる書類の写しを同封して下さい。

施設等利用給付の請求

○認可外保育施設を利用される方は、施設等利用給付によって保育料（利用料）が無償化されます。施設等利用給付の請求方法は下記の通りです。

- ①利用した施設に保育料（利用料）を支払う
※給食費、行事費、利用時に係る送迎費等については、無償化対象外となります。
保育料（利用料）やその他必要な経費については、利用する施設に直接ご確認ください。
- ②保育料（利用料）を支払い後、施設から『領収書』と『提供証明書』を受け取る。
- ③請求書に、施設から発行された領収書と提供証明書を添えて白山市こども子育て課に提出
※請求書は、10月から市のホームページに掲載します。

基本的な申請のイメージ



〈問い合わせ先〉

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

白山市役所 健康福祉部 こども子育て課 保育係

TEL: 076-274-9527